

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

【基本目標１】安心してこどもを産み育てられる支援の充実

- <目指す姿>
- ・こどもが健やかに成長しています。
 - ・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心してこどもを産み育てることができています。

事業評価は、「取組み概要」について、以下の3段階で評価する。
「A(概ね達成)」・・・年度当初に想定していた目標値(件数)、到達点について、概ね達成できた(達成率90%以上)
「B(目標の中間程度は達成)」・・・年度当初に想定していた目標値(件数)、到達点について、中間程度は達成できた(達成率50%以上90%未満)
「C(目標の半分も達成できていない)」・・・年度当初に想定していた目標値(件数)、到達点について、半分に満たない達成状況であった(達成率50%未満)

資料3－2

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	主な事務事業	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	1	(1)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費・特定不妊治療費と不育症の治療費を助成します。	こども家庭課	子どもを産み育てたいと希望する人	一般不妊治療費 特定不妊治療費の助成 不育症治療費の助成				
1	1	1	(2)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	妊娠期からの切れ目ない支援のスタートとして、母子健康手帳交付時に、必要な情報やサービスをサポートプランとして提示し、地域担当職員カードを手渡すことで、相談しやすい関係をつくります。	こども家庭課	妊婦	母子健康手帳交付時のサポートプランの提示・地域担当職員カードの手交	当該年度中に実施した内容について、「助成件数 〇件」等、具体的な数値を用いて記入		「事業評価」の理由及び当該事業の現状と課題を分析	「現状と課題の分析」を受けて、次年度以降の改善策等を記入
1	1	1	(3)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。	こども家庭課	生後4か月までの子どもと保護者	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）				
1	1	1	(4)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	子育て経験者等のサポーターを派遣し、産前・産後の育児や家事の負担感の軽減を図ります。	こども家庭課	妊娠中または産後6か月までの母親（多胎の場合は1年以内）	産前・産後ママヘルパー派遣事業				
1	1	1	(5)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。	こども家庭課	産婦とその乳児（兄弟を含む）	産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型・集団教室型）				
1	1	1	(6)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病の早期発見や育児不安の解消を行います。	こども家庭課	妊婦・産婦・乳幼児	乳幼児健康診査				
1	1	1	(7)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	生後8か月前後の「親子でブックデビュー」の実施に加え、妊娠後期と生後3・4か月の面談・育児支援品の配布を実施し、月齢に応じた伴走型相談支援を行います。	こども家庭課	妊婦、生後3・4か月、生後8か月前後の乳児及びその保護者	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） 妊婦のための支援給付ブックデビュー				
1	1	1	(8)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	低出生体重児や未熟児など育児不安の大きい家庭の支援として、小児科医師や理学療法士等による発達相談会を実施するとともに、参加者の交流を行います。	こども家庭課	乳幼児及びその保護者	発達相談会				
1	1	1	(9)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。	こども家庭課	乳幼児健診の未受診者	健診未受診者把握事業				
1	1	1	(10)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	多胎育児家庭の自宅等へサポーターを派遣し、外出時や日常の育児に関するサポートを行います。	こども家庭課	2歳までの多胎児を子育て中の家族	多胎産婦サポーター派遣事業				
1	1	1	(11)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	乳幼児健診の結果、経過観察となった乳幼児等に、子育て支援拠点において健診事後親子教室や健診事後教室を実施するとともに、心理相談員による個別相談を実施します。	こども家庭課	乳幼児健診で経過観察となった乳幼児とその保護者	健診事後親子教室 健診事後教室				
1	1	1	(12)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	マタニティ教室、ワーキングマタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室、さらに父親向けの育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課	妊娠中の夫婦、子育て中の家族等	・マタニティ教室 ・パパママ教室 ・育児教室ほか				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	主な事務事業	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	2	(1)	母子保健情報のデジタル化	母子保健情報のデジタル化を進め、妊娠期から子育て期の予約等の充実や母子の健康状態を把握します。	こども家庭課	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	母子保健情報のデジタル化				
1	1	3	(1)	子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点（地域すくすくサポート等）を確保します。また、その拠点への母子保健コーディネーター常駐を充実します。	こども家庭課	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	子育て支援拠点の整備				
1	1	4	(1)	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭等の児童	・子育て短期支援事業 ・里親制度				
1	1	5	(1)	子育て情報提供体制の強化	市民ポータルサイト等を活用し、必要な人へ、必要な時に、必要な情報を届けます。	こども家庭課	妊娠中・子育て世帯	市民ポータルサイトによる情報発信				
1	1	6	(1)	思春期健康教育	産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。	こども家庭課	中学生・高校生・大学生等	思春期健康教育				
1	2	7	(1)	妊婦やこどもに関する医療体制の充実	産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援するほか、広島大学寄附講座の継続設置等、大学連携等により医師の確保に努めます。	医療保健課	産科医及び小児科医等	・産科医等確保支援事業補助金 ・小児救急医療支援事業補助金				
1	2	7	(2)	妊婦やこどもに関する医療体制の充実	休日夜間の初期救急患者等のために、医師会、広島大学、東広島医療センター等、各関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	医療保健課	市内開業医等	・休日診療所運営 ・在宅当番医制運営事業				
1	2	8	(1)	適正な医療機関の受診についての啓発	こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談（＃8000）」や、小児が受診可能な医療機関情報を周知します。	医療保健課	乳幼児の保護者等	・チラシの配布等による普及啓発				
1	2	9	(1)	こどもの病気の予防	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。	医療保健課	乳幼児・児童・生徒	乳幼児等予防接種				
1	3	10	(1)	こども医療費、児童手当の支給	こども医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課	18歳の年度末までのこども及びその保護者	・こども医療費支給 ・児童手当支給				
1	3	11	(1)	妊産婦健康診査等や乳幼児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。また、低所得の妊婦に対して初回産科受診支援を行います。	こども家庭課	妊婦・乳幼児	・妊産婦健診 ・乳幼児健診				
1	3	12	(1)	予防接種の費用助成	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。 【1-2-9再掲】	医療保健課	乳幼児・児童・生徒	乳幼児等予防接種				
1	3	13	(1)	育児用品等の支給	妊娠後期における育児準備品・子育て用品の支給や、2歳未満の乳幼児に対する紙おむつの排出に使用するごみ指定袋の現物給付を行います。	こども家庭課 廃棄物対策課	妊婦、生後3・4か月、生後8か月前後の乳児とその保護者及び2歳未満の乳幼児を子育て中の家庭	育児準備品等の支給 妊婦のための支援給付 ごみ指定袋の直接交付による負担軽減				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

【基本目標２】社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

<目指す姿>
・社会的な支援が必要なこども・若者と家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	14	(1)	児童虐待の予防	ペアレント・トレーニングを開催し、子育てに悩みを持つ親、支援が必要な保護者等を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。また、専門職が連携し、継続的なアプローチに努めます。	こども家庭課	要支援家庭等	ファシリテータによるペアレントトレーニングプログラムの実施				
2	1	14	(2)	児童虐待の予防	親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。また、要望の増加に応じて、ファシリテーターの養成や受講率の向上を図ります。	こども家庭課	生後2から5か月の乳児と母親（第1子に限る）	BPファシリテータによる児童虐待予防講座の実施				
2	1	14	(3)	児童虐待の予防	市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で、ファシリテーターの養成や類似の教室等、開催か所の充実を図りながら実施します。	こども家庭課	第2子をもつ母親と子	にこにこプログラム（児童虐待予防講座）の実施				
2	1	15	(1)	児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。また、ケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行います。	こども家庭課	要保護児童等	関係機関とのネットワークの強化及び情報共有を目的とした協議会の開催				
2	1	15	(2)	児童虐待の防止・早期発見	専門職との連携を図りながらこども家庭センターの機能を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化するとともに、一人ひとりに応じたサポートプランを作成し手交します。	こども家庭課	子育て家庭等	こども家庭センター業務				
2	1	15	(3)	児童虐待の防止・早期発見	思いがけない妊娠に悩む妊婦への支援として、相談窓口を周知するとともに、個別相談に対応します。	こども家庭課	妊婦	相談窓口の周知、個別相談				
2	1	15	(4)	児童虐待の防止・早期発見	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭課	要支援家庭等	保健師等による要支援者家庭訪問				
2	1	15	(5)	児童虐待の防止・早期発見	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受入施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【1-1-4再掲】	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・子育て短期支援事業 ・里親制度				
2	1	15	(6)	児童虐待の防止・早期発見	虐待予防の観点から、子育てに対して不安や孤立感等を抱えている世帯にヘルパーを派遣し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に関する支援を行います。	こども家庭課	要支援家庭等	子育て世帯訪問支援事業				
2	1	15	(7)	児童虐待の防止・早期発見	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせて啓発活動を行うとともに、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。	こども家庭課	市民	ポスター、リーフレット、啓発グッズ等の作成及び配布、啓発イベント等の開催				
2	1	16	(1)	DV被害者の支援	DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	こども家庭課	DV被害者等	DV被害者からの相談対応及び母子生活支援施設への入所措置支援				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	17	(1)	人権教育・啓発の推進	児童虐待やいじめ等、こどもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	指導課	小中学校	道徳教育推進リーダー研修の実施				
2	1	17	(2)	人権教育・啓発の推進	こどもに身近な存在である保育士や教職員等に対して、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることを周知します。また、体罰や不適切な指導が起らないよう、研修等を行います。	保育課 指導課	保育士 教職員	保育士・教職員への研修の実施				
2	1	17	(3)	人権教育・啓発の推進	広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバルの実施				
2	1	17	(4)	子育て相談支援体制の強化	母子保健機能と児童福祉機能の専門性を活かすよう、合同ケース会議を開催し、一体的な支援を実施します。	こども家庭課	子育て家庭等	こども家庭センターの運営				
2	1	18	(1)	子育て相談体制の強化	こども家庭センターを中心として、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV、ダブルケア等への対応を行います。	こども家庭課	子育て家庭等	児童虐待やDV被害者への相談対応				
2	1	18	(2)	子育て相談体制の強化	学校や保育所等関係機関担当者との見える関係性を築き、気になるこども・家庭があった場合に速やかに連携がとれる体制を構築します。	こども家庭課	関係機関担当者	学校・児童虐待関係機関との連携				
2	1	18	(3)	子育て相談体制の強化	子育てに関する地域資源の把握や新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓を行い、子育て家庭へ必要な支援を提供できる体制を整備します。	こども家庭課	地域・子育て家庭等	子育てに関する地域資源の把握、開拓担い手の発掘、育成				
2	1	18	(4)	子育て相談体制の強化	家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門の見地から対応できる人材の確保を図ります。	こども家庭課	虐待対応専門員等	・専門機関や学識経験者が行う専門的研修の受講 ・専門家によるスーパーバイズ				
2	2	19	(1)	発達障がい等、障がいのあるこども・若者や親への支援	発達障がいのあるこどもや親に対して、発達障がいの専門医療機関の紹介や相談窓口の周知を行います。また、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、相談員の確保や相談機会の充実など体制を強化し、発達障がいのあるこどもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるよう、保護者等の不安の解消や学校側の体制整備支援等、バックアップを行います。	障がい福祉課 こども家庭課 指導課	市内に居住する障がい（児）者 発達障がいと思われる子どもと保護者	・「発達障がい支援学習会」（はあとふる主催） ・はあとふるにおける各ライフステージや障がい特性に応じた相談の実施 ・乳幼児健診後の個別相談や健診事後教室の実施 ・保育園等巡回相談 ・就学ガイダンスの実施、特別支援教育コーディネーター研修の実施等				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	2	19	(2)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	地域イベントでポスター掲示等をするとともに、SNS等、様々な情報媒体の活用により、発達障がいへの理解について効果的な周知・啓発活動を行います。	障がい福祉課	市民全般	発達障がい啓発セミナーの実施 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に関連したイベント等開催				
2	2	19	(3)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	・ こどもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進するとともに、地域の支援者及び支援が必要な保護者に向けた事業制度自体の啓発も進めます。	障がい福祉課	市内に居住する障がい児の保護者	ペアレントメンターによる障がい児の親等の不安の軽減				
2	2	19	(4)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	特別な支援が必要なこどもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）等、各施設での加配職員の配置や相談員の充実等、受け入れ体制を充実させ、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。また、余暇活動などの居場所づくりにも努めます。	障がい福祉課 保育課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい（児）者 保育所等、学校において特別な支援が必要なこども	・療育待機児童相談業務（いっぽっぽ教室） ・障害児余暇活動支援事業 ・加配職員の配置等受入体制の構築				
2	2	19	(5)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	医療的ケアが必要なこどもについて、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）における専門コーディネーターの配置の充実等、個々の障がいに応じた総合的な支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課 保育課 学事課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい（児）者 医療的ケアが必要なこども	はあとふるにおける個別の障がいに応じた相談 看護師の配置等受入体制の構築				
2	2	19	(6)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	発達障がいのあることも・若者等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談、就労相談や就労支援等を行います。	障がい福祉課 保育課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい（児）者 保育所等、学校において特別な支援が必要なこども	障害児通所支援 幼保小連携の推進 教育支援委員会の開催と教育相談の実施 障がい者の就労支援				
2	2	19	(7)	発達障がい等、障がいのあることも・若者や親への支援	企業や事業主に対して、障がい者雇用に係る、国等の各種支援制度の周知を図ります。	産業振興課	市内企業等	障がい者の雇用促進				
2	2	20	(1)	障がいのあることも・若者に対する相談体制の充実	自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップを促進します。	障がい福祉課	相談支援専門員等	・相談支援従事者初任者研修事前研修 ・相談支援充実強化研修				
2	2	21	(1)	障害のあることも・若者の経済的負担の軽減	各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等について、申請方法等の明確化を進めるとともに、障がいのあることも・若者やその家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	障がい福祉課 学事課	【障がい福祉課】市内に居住する障がい（児）者 【学事課】特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者	【障がい福祉課】各種手当、助成券等の給付 【学事課】小・中学校就学支援事業				
2	2	22	(1)	障がいのあることも・若者に対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする、障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	障がい福祉サービスの実施				
2	2	22	(2)	障がいのあることも・若者に対する福祉サービスの実施	補装具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいがあることも・若者の在宅生活を支援します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	補装具費・日常生活用具の支援				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	2	22	(3)	障がいのあるこども・若者に対する福祉サービスの実施	障がいのあるこども・若者が身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	障がい児通所支援				
2	3	23	(1)	ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うとともに、ハローワークとの連携を強化することで、制度の周知を図るとともに、ひとり親家庭の自立（就労）を支援します。	こども家庭課	母子・父子家庭	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成				
2	3	23	(2)	ひとり親家庭の自立支援の充実	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	住宅課	市内に居住又は勤務している者で、ひとり親に該当する者	住宅に困窮している低所得者等に対する低廉な家賃住宅の賃借				
2	3	24	(1)	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課	母子・父子家庭	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給				
2	3	25	(1)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の小中学生に対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを充実します。	地域共生推進課	小中学生	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施				
2	3	25	(2)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活保護世帯等の小中学生を対象に、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。	地域共生推進課	小中学生	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施				
2	3	25	(3)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活困窮の状態にあるこどもと家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を行います。	生活福祉課	生活保護の被保護者	生活保護法に基づく扶助費の給付				
2	3	25	(4)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭について、経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。また、必要な世帯が漏れなく制度を活用できるよう、学校と連携して制度の周知に努めます。	学事課	経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒、就学予定者の保護者	就学援助制度による支援の実施				
2	3	26	(1)	関係機関の連携の強化	貧困等、困難な状況にあるこどもについて、必要な支援が受けられるよう、ソーシャルワーカーによる家庭状況の把握や保護者との対話を行い、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を構築します。	生活福祉課 保育課 指導課 地域共生推進課	貧困等、困難な状況にある家庭	支援機関との連携推進				
2	4	27	(1)	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	不登校からひきこもりへの移行を予防するため、家族や当事者への支援や、支援者の育成を行います。また、市民一人ひとりが不登校やひきこもりという状態に対して、理解を深めるための啓発を実施します。	地域共生推進課	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者 市民	ひきこもり相談窓口、保護者同士のつながりづくり等				
2	4	27	(2)	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	校外教育支援センターや校内特別支援教室（スペシャルサポートルーム）により、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。	指導課	不登校、ひきこもり状態にある児童・生徒	校外教育支援センター、校内特別支援教室によるサポート				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	4	28	(1)	ヤングケアラーへの支援体制の構築	ヤングケアラーに関して、チラシ・ポスターや広報紙等を活用した周知を図ります。	こども家庭課	市民	ヤングケアラーに関する啓発活動				
2	4	28	(2)	ヤングケアラーへの支援体制の構築	相談員による相談業務及び学校等関係機関からの情報提供により市内ヤングケアラーの把握を行います。また、医療機関、ケアマネジャーや介護事業所と子育て支援の窓口等との連携強化により、ヤングケアラー等サポート事業など適切なサービス利用につなげます。	こども家庭課	ヤングケアラーの状態にあるこども・若者	ヤングケアラー等サポート事業				
2	4	29	(1)	ジェンダーアイデンティティへの理解促進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育や市民への広報活動等を行います。	人権男女共同参画課 指導課	児童・生徒 市民	人権フェスティバル、人権教育・人権啓発指導者研修会の開催 教育課程を通じた多様性の理解促進				
2	4	30	(1)	こども・若者の自殺対策	第2次東広島市自殺（自死）対策計画に基づき、こども・若者がSOSを出しやすい環境づくりを推進します。	医療保健課 指導課 こども家庭課	こども・若者	24時間365日チャット相談事業 心のサポーターの配置 「こころの授業」の実施				
2	4	31	(1)	外国につながるこども・若者への支援の充実	学校・多文化共生コーディネーターと連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。また、教育委員会やボランティア等と連携し、支援者の人材確保に努めます。	市民生活課	外国につながる児童・生徒 日本語学習支援及び居場所づくり	外国につながる児童・生徒を対象とした日本語学習・教科学習支援、社会見学等の実施及び居場所づくり				
2	4	31	(2)	外国につながる子どもへの支援の充実	生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行うとともに、ホームページ、SNS、通知ハガキなどで、相談窓口の周知を図ります。	市民生活課	外国人市民	コミュニケーションコーナー開設 外国人市民の生活全般に係る相談への多言語対応				
2	4	31	(3)	外国につながる子どもへの支援の充実	外国につながるこどもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、こどもや保護者への接し方や支援方法について、現場のニーズに応じた保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。	保育課 青少年育成課	保育士 放課後児童支援員	研修の実施				
2	4	31	(4)	外国につながるこども・若者への支援の充実	教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化及び各種ツールを周知し、円滑なコミュニケーションを促進させます。	市民生活課 こども家庭課 保育課	外国人市民に対応する各種行政窓口 母子保健事業の利用者 保育施設	行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備 各種行政窓口への自動翻訳ツールの配備				
2	4	31	(5)	外国につながるこども・若者への支援の充実	「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながるこどもが学校教育を受けることができるよう支援します。	学事課 指導課	本市の小中学校へ転入学する外国籍の児童、生徒及び未就学児の保護者	外国語のガイドブック作成及び転入学手続きに来庁した外国籍の保護者への配布・教育制度の説明				
2	4	31	(6)	外国につながるこども・若者への支援の充実	学校編入後の円滑な学校生活のスタートを目指し、日本語初期指導教室を実施し、学校生活や初期日本語の指導を行います。	指導課	本市小中学校に編入学する外国人児童生徒及び未就学児の保護者	日本語初期指導教室の実施				
2	ども	31	(7)	外国につながるこども・若者への支援の充実	外国につながるこどもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。また、多言語化にも対応できるよう派遣の体制整備に努めます。	市民生活課 保育課 指導課	外国人幼児児童生徒や保護者の通訳	通訳者の派遣 外国につながるこどもの実態把握、学校生活への適応支援、保護者へのコミュニケーション支援				
2	4	32	(1)	子育て相談体制の強化	児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。	青少年育成課	児童青少年及びその保護者	教育相談員、カウンセラー、児童厚生員による相談の実施				
2	4	32	(2)	子育て相談体制の強化	相談対応能力の向上を目的とした研修の実施により、小中学校における心のサポーターによる相談業務の充実を図ります。	指導課	児童・生徒・保護者・教職員	全ての小中学校への心のサポーターの配置				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

【基本目標3】仕事と子育てを両立するための支援の充実

- ＜目指す姿＞
- ・子育てをする保護者が、仕事と子育てを両立することができています。

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	1	33	(1)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。	保育課	私立保育園等	私立保育園等への運営費支弁				
3	1	33	(2)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	認定こども園の普及を図ります。認定こども園へ移行していない幼稚園等に対して、円滑な移行に向けた協力・支援を行います。	保育課	新制度未移行幼稚園等	認定こども園移行への協議、支援				
3	1	33	(3)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	保育課	小規模保育等	小規模保育等への地域型保育給付支弁				
3	1	34	(1)	教育・保育環境の充実	「東広島市保育所等配置基本計画」に基づき、教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。特に、施設の老朽化と敷地に課題を有する寺西保育所、原保育所及び高屋中央保育所の早急な移転建替えを推進するとともに、吉川保育所、板城西保育所及び中黒瀬保育所の改修についても取り組みます。また、公立保育所の整備時には、認定こども園への移行を推進します。	保育課	保育所等	東広島市保育所等配置基本計画に基づく教育・保育施設の整備				
3	1	35	(1)	保育人材の確保	保育補助者等の活用や処遇改善、保育士の就職相談や潜在保育士の復職支援等により、労働環境改善や保育士の職場定着・復職支援を行い、保育人材の確保を図ります。また、保育士等の資格を持つ人材に限らず、放課後児童支援員（補助支援員）等、ニーズに応じた必要な人材確保を進めます。	保育課 青少年育成課	保育士等 放課後児童支援員	保育士就職相談会の開催 潜在保育士等の復職支援 放課後児童支援員の人材確保				
3	1	35	(2)	保育人材の確保	I C Tや保育支援システムの活用を進め、保育士等の負担軽減を図ります。	保育課	保育士等	保育支援システムの利活用				
3	1	36	(1)	放課後児童クラブにおける保育環境の充実	学校の大規模改修工事にあわせ、計画的に公立施設の環境整備を図ります。	青少年育成課	児童	公立放課後児童クラブの環境整備				
3	1	36	(2)	放課後児童クラブにおける保育環境の充実	待機児童の解消、公立クラブの適正化及び多様な保育ニーズへの対応に向けて、民間事業者との連携による受け皿の拡充を図ります。	青少年育成課	児童	民間放課後児童クラブの設立・運営支援				
3	2	37	(1)	利用者支援事業の実施	こども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市の子育てDXと連携した情報発信を行うとともに、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	こども家庭課	未就学児とその家族及び妊産婦	子育て情報の発信 地域子育て支援センター・地域すくすくサポートでの相談支援				
3	2	37	(2)	利用者支援事業の実施	保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行います。	保育課	未就園児の保護者	保育コンシェルジュの配置による相談支援				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	2	38	(1)	地域のこども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	保育課	乳幼児、児童	延長保育、一時保育、病児・病後児保育の保育サービスの提供 こども誰でも通園制度				
3	2	39	(1)	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	こども家庭課 保育課	満3歳未満の未就園のこども	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施				
3	2	40	(1)	子育て関連施設の環境改善	保育所などの児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等において、環境改善（大規模改修、老朽化対策、照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。	保育課	児童福祉施設、幼稚園	児童福祉施設等における環境改善				
3	3	41	(1)	働き方改革の推進	働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	産業振興課	市内企業	ワーク・ライフ・バランス講座の開催（人権男女共同参画課と共催） チラシ配布による制度周知				
3	3	41	(2)	働き方改革の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定する「特定事業主行動計画」において、市職員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課	市職員	特定事業主行動計画の推進				
3	3	41	(3)	働き方改革の推進	より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同参画課 産業振興課	市内企業、市民	企業で実施する研修への講師派遣 ワーク・ライフ・バランス講座の開催 チラシ配布による制度周知				
3	3	41	(4)	働き方改革の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座について、オンラインでの講座開催など、ニーズに応じた方法・内容で開催できるよう必要に応じて見直しを行います。	人権男女共同参画課	企業、市民	ワークライフバランス講座の開催				
3	3	41	(5)	働き方改革の推進	男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供やイベント等を実施します。	人権男女共同参画課	企業、市民	エスポワールの運営、啓発活動（おしゃべりカフェ等）の開催				
3	3	42	(1)	働く女性の応援	ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時にこどもの保育所等への入所相談も実施します。また、育児と両立しやすい求人の紹介に取り組むとともに、企業と求職者双方の要望を確認し、ニーズに応じた就職相談を実施します。	保育課 産業振興課	女性等	女性向け就職相談会・就職説明会の開催				
3	3	42	(2)	働く女性の応援	地域すくすくサポート等の身近な場所でニーズに合わせた就業に関する出張相談会を実施します。	こども家庭課 産業振興課	女性等	地域すくすくサポートでの就職相談会の開催				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

【基本目標4】 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

- <目指す姿>
- ・地域の関係団体・機関等が連携を図り、こどもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。
 - ・子育て家庭が地域社会全体から支えられ、子育てに伴う喜びを実感することができています。
 - ・こども・若者と子育て家庭が安心・安全に過ごすことのできる環境が整備されています。

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R〇年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	43	(1)	地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	日常生活圏域に設置され気軽に集える地域すくすくサポートを拠点に、妊娠期から子育て期にわたる相談や情報交換などの子育て支援サービスを充実させます。そのため、多様化する相談内容に対応できるように「母子保健コーディネーター」「子育て支援コーディネーター」のスキルアップを図ります。	こども家庭課	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	市役所内の出産・育児サポートセンターすくすく及び地域すくすくサポートの運営				
4	1	44	(1)	地域子育て支援センターの充実	多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域子育て支援センターの支援員を対象に会議や研修会を開いて支援員のスキルアップを図ります。また、地域における支援センターの役割を明確にし、地域の子育て関連情報の提供や保護者同士のつながりづくり、関係機関との連携を強化します。	こども家庭課	未就学児及びその保護者等とスタッフ	地域子育て支援センターの運営 子育て支援者会議開催				
4	1	44	(2)	地域子育て支援センターの充実	子育て負担感の緩和や仲間づくりのため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図ることができるひろば型子育て支援拠点の支援を続けます。一方で、ひろば型子育て支援拠点の役割を明確にし、多様化する相談内容に対応できるように支援員を対象にした会議や研修会を通してスキルアップを図ります。	こども家庭課	未就学児及びその保護者等とスタッフ	ひろば型子育て支援拠点の支援 子育て支援者会議開催				
4	1	45	(1)	地域での活動の場の提供	児童館、地域センター、生涯学習センター等の地域の施設を活用し、さまざまな子育て支援の活動や異世代との交流を行う場を提供します。	地域づくり推進課 生涯学習課 青少年育成課	18歳未満の児童及びその保護者、市民	児童館における健全な遊びの提供 地域センター等での子育て支援活動や多世代交流の場の提供				
4	1	46	(1)	保育所（園）における子育て支援の推進	園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。	保育課	未就学児及びその保護者等	園庭開放の実施				
4	1	46	(2)	保育所（園）における子育て支援の推進	各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」の研修や新規養成を進め、相談等の支援が必要なこどもや家庭へさらなる支援体制の充実を図ります。また、コーディネーターの連携や情報交換を充実させるとともに保護者や地域住民に広く周知していきます。	保育課	未就学児及びその保護者等	保育コーディネーターを中心とした相談等子育て支援の実施				
4	1	46	(3)	保育所（園）における子育て支援の推進	出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	保育課	未就学児及びその保護者等	出前講座による子育て支援				
4	1	47	(1)	ファミリー・サポート・センターの利用促進	身近な地域で子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、こどもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、こどもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	こども家庭課	（提供会員）20歳以上の市民 （依頼会員）0歳～小学6年生までの児童の保護者	ファミリー・サポート・センターの運営及び制度の周知				
4	1	48	(1)	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受入施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【1-1-4再掲】	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・子育て短期支援事業 ・広島県里親制度				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	49	(1)	若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	保育課	学生等	保育所等でのボランティアの受入				
4	1	50	(1)	市民協働のまちづくりの推進	住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。一方で人材育成や持続可能な体制づくりといった課題の解決にも連携して臨みます。	地域づくり推進課	すべての市民及び市民活動団体等	市民協働のまちづくり第4期行動計画の推進				
4	1	51	(1)	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。	スポーツ振興課	児童・生徒	スポーツ活動に関するイベント等の実施				
4	1	52	(1)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。	地域共生推進課	市民	民生委員児童委員、見守りサポーターによる見守り・支えあい・居場所づくり活動の促進				
4	1	52	(2)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。	青少年育成課	児童	放課後子供教室の実施				
4	1	52	(3)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。	青少年育成課	児童	放課後児童クラブの運営				
4	1	53	(1)	包括的相談支援体制の構築	誰ひとり取り残さない相談支援を行うため、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等の相談支援機関の連携を図り、地域を基盤とするネットワークの仕組みを構築します。	地域共生推進課	市民	包括的相談支援体制の構築				
4	1	54	(1)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等との参画により地域と学校が連携する地域学校協働活動を一体的に推進します。	指導課 青少年育成課	学校、地域住民	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進				
4	2	55	(1)	地域での相談体制・協力体制の整備	地域すくすくサポートや地域子育て支援センターにおいて、地域住民との連携や子育て支援への協力体制の整備を行うことで、身近な地域において子育ての相談ができる体制や、互いに助け合える環境を創出します。	こども家庭課	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	地域すくすくサポート、地域子育て支援センターにおける相談支援、地域住民との連携				
4	2	56	(1)	子育てサポーター等の養成	子育てサポーター養成講座及び多胎産婦サポーター養成講座の開催や定期的な研修により、子育てサポーター等を育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	こども家庭課	全ての市民	子育てサポーター・多胎産婦サポーターの養成及び活動支援				
4	2	57	(1)	子育て支援者のネットワークづくり	基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上に取り組みます。	こども家庭課	地域の子育て支援者	子育てサポート研修、子育て支援者会議の運営				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	2	58	(1)	子育て当事者のネットワークづくり	地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援します。関連情報が対象者の多くに広がるよう、効果的な情報発信やグループ・個人のネットワーク化にも努めます。	こども家庭課	子育てサークル・子育てサロン関係者等	子育てサークル支援				
4	2	59	(1)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	こども・若者の多様性を尊重し、応援する社会機運を醸成するため、市民への意識啓発を行います。	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等の実施				
4	2	59	(2)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。【2-1-17(3)再掲】	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等の実施				
4	2	59	(3)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	広島県「こどもまんなか児童福祉月間」の取組み等、こどもと子育て家庭にやさしい取組みを推進します。	こども家庭課	市民	「こどもまんなか児童福祉月間」の取組等の推進				
4	3	60	(1)	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課	子育て世代	良好な住宅環境の管理				
4	3	60	(2)	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世帯を含む住宅確保要配慮者がスムーズに住居を確保し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課	子育て世帯	居住支援協議会による施策の検討				
4	3	61	(1)	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒が自分の身を守る意識を高められるよう、教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	保育課 指導課	保育所等入所児童 児童・生徒	交通安全教室の実施				
4	3	61	(2)	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講座や教室を開催します。	保育課 指導課	保育所等入所児童 児童・生徒	犯罪被害防止のための意識啓発				
4	3	61	(3)	安全教育の推進	市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践することで、被害者にも加害者にもならないよう、積極的に啓発活動を行います。	危機管理課	市民	交通安全運動期間中の啓発活動の実施				
4	3	61	(4)	安全教育の推進	通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、保育所・幼稚園等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	危機管理課	市民	年間を通じた交通安全教室の開催				
4	3	61	(5)	安全教育の推進	自らと他者の安全を確保する知識を学び、自助・共助の意識を高めるため、防災講座や防災訓練を実施します。	危機管理課	市民	防災講座、防災訓練の実施				
4	3	62	(1)	こども・若者を守る仕組みづくり	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全推進会議」を開催し、各機関が合同で危険箇所等の点検・改善を図ります。	教育総務課	通学路	通学路安全推進会議の開催 通学路危険箇所等の点検・改善				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	3	62	(2)	こども・若者を守る仕組づくり	虐待防止ネットワークによる相談支援、関係機関との連携を推進します。	こども家庭課 指導課	市民・関係機関	虐待防止ネットワークによる相談支援、関係機関との連携				
4	3	62	(3)	こども・若者を守る仕組づくり	小中学校や保育所・幼稚園等において、防犯設備の充実等により、こどもの安全確保を図ります。	保育課 指導課	保育所・幼稚園等 小中学校	防犯設備の充実				
4	3	62	(4)	こども・若者を守る仕組づくり	小中学校の通学路に防犯灯を設置し、事故や犯罪に遭わない環境づくりを進めます。	危機管理課	通学路	防犯等の設置				
4	3	62	(5)	こども・若者を守る仕組づくり	子育て世代が災害時の避難に躊躇することがないよう、避難所の環境改善を図ります。	危機管理課	子育て世帯	避難所の環境改善				
4	3	62	(6)	こども・若者を守る仕組づくり	こどもの頃から、スマートフォンやインターネットを使用する機会が多くなっている中、消費生活問題や詐欺等の犯罪から身を守ることにについて注意喚起に努めるとともに、情報教育を充実します。	指導課	児童・生徒	情報教育の推進				
4	3	62	(7)	こども・若者を守る仕組づくり	こどもが安心・安全に過ごすことができる環境づくりのため、地域団体等と連携して見守り巡視などを実施します。	青少年育成課	児童・生徒	青少年指導員による見守り				
4	3	63	(1)	こども・若者の居場所づくり	すべてのこどもたちが安心・安全に利用できるよう、下見学生街地区地区計画区域内で整備予定の公園ヘインクルーシブ遊具の整備を検討するとともに、その他の公園についても遊具の整備を含めて適切な施設の更新及び維持管理を行います。	都市整備課	公園	公園へのインクルーシブ遊具の整備 維持管理				
4	3	63	(2)	こども・若者の居場所づくり	こどもたちの放課後の遊び場として、小学校の校庭開放を行います。	教育総務課	小学校	放課後の校庭開放				
4	3	63	(3)	こども・若者の居場所づくり	民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。【4-1-52(1)再掲】	地域共生推進課	市民	民生委員児童委員、見守りサポーターによる見守り・支えあい・居場所づくり活動の促進				
4	3	63	(4)	こども・若者の居場所づくり	放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。【4-1-52(2)再掲】	青少年育成課	児童	放課後子供教室の実施				
4	3	63	(5)	こども・若者の居場所づくり	放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。【4-1-52(3)再掲】	青少年育成課	児童	放課後児童クラブの運営				
4	3	63	(6)	こども・若者の居場所づくり	地域（こども）食堂の活動の輪を広げるための支援や食堂同士の交流を促す取組みを行います。	地域共生推進課	地域（こども）食堂	地域（こども）食堂の支援、食堂同士の交流促進				
4	3	63	(7)	こども・若者の居場所づくり	児童青少年センターを居場所として児童青少年に親しんでもらえるよう、管理運営します。	青少年育成課	児童・生徒	児童青少年センターの管理運営				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

【基本目標5】 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

- <目指す姿>
- ・すべてのこども・若者の個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができています。
 - ・こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができています。
 - ・こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	64	(1)	家庭教育支援の推進	地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。また、講座の開催情報がより多くの子育て家庭に伝わるよう積極的に周知します。	こども家庭課	保護者	地域子育て支援センターでの子育てに関する講座等の実施				
5	1	64	(2)	家庭教育支援の推進	子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、実施内容を工夫し、こどもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。多くの親子に参加を呼びかけ、参加機会の公平化に努めます。	こども家庭課	乳幼児と保護者	親子で参加できる講座の実施				
5	1	64	(3)	家庭教育支援の推進	乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、こどもの病気に対する保護者の不安の払拭を図るとともに、家庭看護力の醸成を図ります。	こども家庭課	乳幼児の保護者	医師による子どもの病気や看護についての講座の実施				
5	1	64	(4)	家庭教育支援の推進	「親の力をまなびあう学習プログラム」を活用し、こどもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催することにより、家庭教育を支援します。また、講座のファシリテーターを養成するため、研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図ります。	生涯学習課	市民	参加体験型学習プログラムの開催				
5	1	64	(5)	家庭教育支援の推進	生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。また、広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、講座の周知を図ります。	生涯学習課	市民	家庭教育支援（家庭教育の知識や技術の向上、世代間交流、子育て支援環境づくり）に関する講座の実施				
5	1	64	(6)	家庭教育支援の推進	乳幼児からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を実施し、絵本と出会う機会の提供、家庭・地域での読み聞かせの実践を推進します。	生涯学習課 こども家庭課	乳幼児・保護者、ブックデビューを支援したい人	絵本と出会う機会の提供				
5	1	65	(1)	読書活動の推進	本を紹介するブックトークやブックリストを充実させるとともに、関係機関と連携し、本の読み聞かせや紹介を行うなど、こどもが本と出会う機会を提供します。	生涯学習課	こどもとその保護者 ボランティア 保育所・幼稚園等、小中学校、実施機関	読書活動の啓発 すくすくサポート、保育所等、小中学校での読書活動の推進				
5	1	65	(2)	読書活動の推進	学校司書の連絡会等で、各校の交流の場において本に親しむためのイベントを実施するなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。	指導課	学校司書、学校図書館担当者	学校間の取組の紹介等				
5	1	65	(3)	読書活動の推進	本を活用する力を育成するなど、主体的な読書活動を推進するための支援を行います。また、主体的に学ぶきっかけをつくったり、参加型の展示などを企画したりするなど、継続的な読書を行うための支援に取り組みます。	生涯学習課	児童・生徒	本を活用する力の育成				
5	1	65	(4)	読書活動の推進	読書の成果を発信する機会を設けるなど、読書の輪を広げる機会を提供します。また、蔵書の充実など図書館環境改善に努めます。	生涯学習課 指導課	児童・生徒	蔵書の充実 読書の成果を発信する機会の提供				
5	1	66	(1)	食育の推進	「若い世代からの健康講座」や「すくすく相談会」等を通して、アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	医療保健課 こども家庭課	概ね40歳代までの市民 妊婦・子育て中の保護者	若い世代からの健康講座 保育所保護者向け食育講座 すくすく相談会 離乳食教室等				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	66	(2)	食育の推進	離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	こども家庭課	妊婦・子育て中の保護者	妊娠期・離乳期・幼児期に必要な食に関する体験型の教室の実施				
5	1	66	(3)	食育の推進	保育所（園）や幼稚園において、食育推進施設を設定し、重点的に食の大切さについて啓発します。	保育課	保育所等入所児童	野菜の収穫体験等、保育所等での食育推進				
5	1	66	(4)	食育の推進	保護者への給食だよりの発行など、各校において、児童・生徒の発達段階や生活実態に応じて食育の充実を図り、食の大切さについて啓発します。	学事課 指導課	小中学生 その保護者	給食だよりの発行				
5	1	67	(1)	幼保小連携の推進	幼保小の円滑な接続へ向けた連携・交流ができるような体制の充実を目指して、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者による意見交換や研修の機会を増やすとともに、公開保育参加施設の増加やモデル地域指定など幼保小連携・接続をさらに推進します。	保育課 指導課	保育士等 幼稚園教諭 小学校教諭	幼稚園、保育所（園）、小学校が連携した研修等の実施				
5	1	68	(1)	保育・幼児教育の充実	こどもの豊かな体験を育む教育・保育環境を構築し、教育・保育施設の魅力向上を図ります。	保育課	教育・保育施設に通う乳幼児	保育環境の整備 園内研修の充実				
5	1	68	(2)	保育・幼児教育の充実	安心してこどもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修内容の充実を図るとともに、研修に参加しやすい開催方法を探るなどして、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育課	保育士等	保育士を対象とした研修の充実				
5	1	68	(3)	保育・幼児教育の充実	こども主体の保育実践に向けた教育・保育の質向上の取組みを総合的に推進するための体制を整備します。	保育課	保育士等	こども主体の保育実践のための体制整備				
5	1	69	(1)	保育ソーシャルワーカー巡回相談	特別な支援が必要な児童や、その保護者への対応をはじめ、保育施設内で困難に感じていることについて、幅広く相談支援を行うため、臨床心理士など専門的な知識を持った者を保育施設へ派遣し、保育士の相談に応じます。	保育課	保育士等	保育ソーシャルワーカー巡回相談				
5	1	70	(1)	未来の学び推進事業の実施	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。	指導課	児童・生徒	主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善の推進				
5	1	70	(2)	未来の学び推進事業の実施	各教科等の学習を通した国際理解、多文化共生の教育を推進するとともに、外国語指導助手を活用し、外国語の授業改善を推進することで、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を向上させ、グローバルに活躍できる人材を育成します。	指導課	児童・生徒	国際理解・多文化共生教育の推進 外国語の授業改善				
5	1	71	(1)	学びの施設の環境改善	学校施設について、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策を実施します。また、防災の観点も含め、屋内運動場への空気調和設備の設置、トイレの洋式化などの環境整備を行います。	教育総務課	小・中学校	学校施設の維持管理 トイレの洋式化等の環境整備				
5	1	72	(1)	学校における働き方改革の推進	教職員が本来担うべき業務に専念し、こどもと向き合う時間を確保できるよう、校務DXの推進や専門スタッフ等の人員配置の拡充等、働き方改革の取組みを推進します。	学事課 指導課 教育総務課	小・中学校教諭	教職員の働き方改革の推進				
5	1	73	(1)	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。【4-1-51再掲】	スポーツ振興課	児童・生徒	スポーツ活動に関するイベント等の実施				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	74	(1)	ICT関連知識の醸成	これからの社会に必要な情報活用能力を育成するために、1人1台端末をはじめとするＩＣＴ機器等を効果的に活用した教育を推進します。	指導課	児童・生徒	ＩＣＴ機器				
5	1	74	(2)	ICT関連知識の醸成	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組みを推進します。また、教科やセーフティ教室などで情報教育を進めます。	指導課	児童・生徒	情報教育の推進				
5	2	75	(1)	思春期健康教育	産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。【1-1-6再掲】	こども家庭課	中学生・高校生・大学生等	思春期健康教育				
5	2	76	(1)	キャリア教育の実施	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導課	児童・生徒	授業等を通したキャリア教育の実施				
5	2	77	(1)	青少年の主体的活動の推進	学校外の同世代の仲間とイベントの企画・実施などを通して様々な体験をすることができる場を提供することで、青少年の自己成長を促進します。	青少年育成課	中学生、高校生等	イベントの企画等様々な体験の場を提供するゆーすCAMPの実施				
5	2	77	(2)	青少年の主体的活動の推進	青少年が生涯学習に参画するきっかけづくりや地域活動に主体的に取り組めるように講座等の工夫を行います。	生涯学習課	青少年	青少年が生涯学習に参画するきっかけづくり各種講座の工夫				
5	2	78	(1)	若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。【4-1-49再掲】	保育課	学生等	保育所等でのボランティアの受入				
5	2	79	(1)	起業・創業に向けた相談	東広島イノベーションラボミライノ+において、起業に関する相談、アイデアのブラッシュアップ、社会課題解決のためのソーシャルビジネス等、好きや得意を生かした現在・未来のキャリア選択やビジネスに関わる相談が出来る場所を提供します。	産業振興課	起業・創業を目指す若者	東広島イノベーションラボミライノ+における起業等に関する相談対応				
5	2	80	(1)	大学生等の市内企業への就職支援	仕事内容等に対する就職前と就職後のギャップによる早期離職を防ぐため、東広島雇用対策協議会において実施している大学生等の市内企業への就職支援において、大学生等の職場体験・インターンシップに取り組む企業を支援します。	産業振興課	市内企業	大学生の職場体験・インターンシップに取り組む企業への支援				
5	2	81	(1)	まなびなおし等の求職者支援の実施	求職者に対し就職に繋がる職業訓練の場を提供するとともに、就職支援員とハローワークとの連携による就職・再就職を支援します。	産業振興課	若者を含む求職者	職業訓練の場の提供 就職・再就職の支援				
5	2	82	(1)	雇用労働対策・就業支援	若年無業者や女性再就職などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。	産業振興課	若者を含む求職者	雇用情勢や求職者のニーズを踏まえた就業支援				
5	2	83	(1)	合同就職面接会等の開催	ハローワークと連携し、合同就職面接会を開催するなど、市内の中小企業の雇用の安定と市民等求職者の就労支援を行います。	産業振興課	若者を含む求職者	合同就職面接・説明会の開催				
5	3	84	(1)	こども・若者の意見表明の機会の確保	小中学校の道徳科や小学校の社会科、中学校の公民等の教育課程において、児童・生徒にこどもの権利の啓発を行うとともに、主体的に社会の形成に参画する姿勢を養います。	指導課	児童・生徒	教育課程を通したこどもの権利の啓発や主体的に社会の形成に参画する姿勢の養成				

東広島市こども計画 進捗管理表(令和〇年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	RO年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	3	84	(2)	こども・若者の意見表明の機会の確保	校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものとの認識に立ち、校則の見直しを行う際には、こどもや保護者等の関係者からの意見聴取を行います。	指導課	児童・生徒	校則の見直しにおけるこども・保護者への意見聴取				
5	3	84	(3)	こども・若者の意見表明の機会の確保	小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターの募集や、出前講座等の実施を通じて、こども・若者の選挙への関心を高め、投票行動に結びつくように意識醸成を図ります。	選挙管理委員会事務局	小・中・高校生	選挙啓発ポスターの募集や出前講座等の実施				
5	3	84	(4)	こども・若者の意見表明の機会の確保	こども・若者に関する市の施策について、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映させる仕組みづくりを行います。	こども家庭課	こども・若者	市の施策へこども・若者の意見を反映させる仕組みづくり				